

議題（4）取組方針改定について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
烏・神流川流域の減災に係る取組方針

2018年5月31日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔 高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県、
独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局 〕

1. はじめに

2015年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、2015年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を2016年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、2020年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

その後、2016年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、2017年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鎚川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」へと改組した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下、「構成機関」という。)は以下のとおりである。

構成機関	構成員
高崎市	市 長
藤岡市	市 長
玉村町	町 長
神川町	町 長
上里町	町 長
群馬県	県土整備部 河川課長
〃	総務部 危機管理室長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長
〃	危機管理防災部 消防防災課長
独立行政法人水資源機構	下久保ダム管理所長
気象庁	前橋地方气象台台長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長

3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

■地形的特徴

烏・神流川流域は、以下の特徴を持っている。

- ① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる。
- ② 烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。
- ③ 烏川の氾濫流は右岸の支川堤防(鎚川、神流川、利根川支川小山川)、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる。

■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の洪水被害としては、1935年9月の台風10号により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1,000戸以上、君ヶ代橋、八千代橋が流出する被害が発生、また、1947年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。

近年では、1998年9月の台風5号及び2000年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、2007年9月の台風9号では鎚川流域で局所的な激しい豪雨となり、鎚川で氾濫危険水位を超え、鎚川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。

烏・神流川の治水対策としては、1947年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、1968年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、2013年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画」

に基づき烏川上流築堤事業等の改修事業を進めている。

今般、2016年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

■ 烏・神流川流域の社会経済等の状況

烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人[※]が居住するなど、人口、資産が集積している。

更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、烏・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。

※2010年国勢調査

■ 烏・神流川流域における主な課題

烏・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。

- ①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。
- ①-2 1947年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。
- ② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する。
- ③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鐺川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間

程度継続する。

- ③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。
- ③-3 烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。

これらの課題に対して、本協議会では、烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や緊急排水等による「社会経済被害の最小化」を目標として定め、主に以下の取り組みを行うものとする。

- ハード対策として、洪水を安全に流すための対策（堤防整備）や危機管理型の対策（既設堤防の法尻補強、堤防天端保護）、円滑かつ迅速な避難に資する施設整備、堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進、水防資機材の配備、災害対策車両の配備等
- ソフト対策として、急激な水位上昇に対応するリアルタイム情報提供、避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上、広域避難計画の策定、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの策定・周知、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施、避難訓練・水防訓練の実施、集団避難誘導者の指定・育成、小中学校等における水災害教育の実施、効果的な水防活動体制の強化、緊急排水計画（案）の作成及び訓練実施等

2020年度までに各構成員が連携してこのような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

烏・神流川流域における減災対策について、各構成員による現状の確認にくわえ、住民へアンケート調査を行うことによりデータに基づいた分析を行い、取組状況・課題を把握しながら進めていく方針とする。

概要としては、以下のとおりである（別紙1参照）。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

※各項目課題●の番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

項目	○現状と●課題	
(A) 想定される浸水リスクの周知	1○烏・神流川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。 2○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の外力による浸水想定区域図をWEB等で公表している。 3○市町は、洪水ハザードマップをWEB等で公表している。	
	4●洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。	A-1
(B) 洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	1○洪水になるおそれがある場合、水防団や避難行動要支援者施設等への連絡を行っている。 2○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台の共同で実施している。 3○災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局（高崎河川国道事務所長）から関係市町長に情報伝達（ホットライン）を実施することとしている。	

項目	○現状と●課題	
	4●急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念がある。	B-1
	5●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B-2
	6●ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念がある。	B-3
(C) 避難勧告等の発令基準	1○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。 2○関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。	
	3●氾濫位置により、避難地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。	C-1
(D) 避難場所、避難経路	1○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザードマップ、WEB等で周知している。 2○市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 3○広域避難を想定している。	
	4●住民が避難の必要性についてどれだけ理解しているかが課題である。	D-1
	5●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。	D-2
	6●洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。	D-3
	7●危険箇所を考慮した避難経路の検討ができてない地域がある。	D-4
	8●広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。	D-5
(E) 住民等への情報伝達の体制や方法	1○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。	

項目	○現状と●課題	
	2○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。	
	3○要配慮者施設や市民ホール等に避難に関する情報を伝達している。	
	4●大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となることが懸念される。	E-1
	5●災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。	E-2
	6●コミュニティFMに難聴地域がある。	E-3
(F) 避難誘導體制	1○避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施する。 2○要配慮者の避難誘導體制を定めている。 3○住民の避難訓練、講演会、研修会、防災教育による啓発活動を実施している。	
	4●外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。	F-1
	5●要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を作成していない。	F-2

②水防に関する事項

項目	○現状と●課題	
(G) 河川水位等に係る情報の提供	1○災害対策本部から河川水位情報について水防団への連絡体制を定めている。	
	2●河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。	G-1
(H) 河川の巡視区間	1○出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施して	

項目	○現状と●課題	
	いる。 2○河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有する連絡体制がある。	
	3●洪水中の巡視は、安全確保に懸念がある。	H-1
(I) 水防活動の実施体制	1○水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。 2○自主防災組織への資機材の補助を行っている。 3○浸水想定区域内に、市町庁舎や災害拠点病院がある。	
	4●水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。	I-1
	5●市町庁舎や災害拠点病院において、自衛水防の体制に懸念がある。	I-2
(J) 水防資機材の整備状況	1○水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。	
	2●大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。	J-1

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状と●課題	
(K) 排水施設、排水資機材の操作・運用	1○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。	
	2○排水樋管の操作を自治体に委託している。	
	3●烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。	K-1

	4●排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。	K-2
	5●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	K-3
	6●排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。	K-4
(L) ダム等の危機管理型の運用	1○規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 2○洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 3○ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。 4○下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を試行している。	
	5●近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。	L-1

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状と●課題	
(M) 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	1○堤防が整備されていない区間について、堤防整備を進めている。	
	2●堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。	M-1

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して2020年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、2020年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

【目標達成に向けた3本柱】

また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を安全に流すための対策			
① ・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1	2020年度	関東地方整備局
■危機管理型ハード対策			
② ・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1	2017年度完了	関東地方整備局
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
③ ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1	2016年度から順次実施	県、 関東地方整備局
④ ・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	2020年度	関東地方整備局
⑤ ・水防資機材の配備	J-1 K-3	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局
⑥ ・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局
⑦ 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実*2	I-2	2018年度から順次実施	市町
⑧ 樋管の確実な運用体制の確保*2	K-4	継続して実施	関東地方整備局

*1:改正された水防法に基づき県管理区間の取組は、各県協議会の取組項目としたため、本協議会取組項目から対象外とする。

*2:「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 平成29年6月を受けて取組項目を追加。

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組				
⑨	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局
⑩	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティ FM 放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	継続して実施	市町
⑪	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	引き続き実施	県、 関東地方整備局
⑫	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	2017年度から 順次実施	市町、気象庁、 関東地方整備局
⑬	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	継続して実施	市町
⑭	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	2016年度から 順次実施	市町
⑮	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	継続して実施	気象庁、 関東地方整備局
⑯	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施	F-2	2017年度から 順次実施	市町、県
⑰	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ^{*1}	I-2	2018年度から 順次実施	市町、県、気象庁
⑱	洪水時におけるホットライン ^{*1}	B-1 B-2 B-3	継続して実施	市町、 関東地方整備局

*1: 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 平成 29 年 6 月を受けて取組項目を追加。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関	
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組				
⑱	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1	2016年8月(国)	関東地方整備局
⑳	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	2017年度から 順次実施	市町
㉑	・気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-2 E-2	継続して実施	気象庁
㉒	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	継続して実施	市町
㉓	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2	2016年度から 順次実施	市町
㉔	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局
㉕	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	2016年度から 順次実施	気象庁、 関東地方整備局
㉖	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局
㉗	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	市町、県、気象庁

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や体制人員の不足等が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組				
⑳	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 関東地方整備局
㉑	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	継続して実施	市町、県
㉒	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	継続して実施	市町
㉓	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局
㉔	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	継続して実施	市町

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための効果的な排水活動に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組				
㉕	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	K-1 K-2 K-3	2017年度	関東地方整備局
㉖	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練の実施	K-3	2017年度から定期的に実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局
㉗	・ダムを容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1	2016年度から検討実施	水資源機構

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、フォローアップのひとつとして行うアンケートは、浸水想定区域内に居住、もしくは行動範囲のほとんどを浸水想定区域が占める住民を主な対象として水災害への意識・認識・知識等を測る基礎資料にするとともに、取組の重要度、優先度を測る指標とするものとし、全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、随時、取組方針を見直すこととする。

○取組状況の共有と課題の抽出

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(A)想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 想定最大規模の洪水や計画規模の洪水、浸水継続時間などきめ細かな情報提供が可能になる一方、多くの住民はそれぞれの情報を十分に理解せず、正確な情報を周知することの難しさが懸念される。 新たな洪水ハザードマップは平成30年度に作成し配付予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 洪水浸水想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等が公示されたが、今後自主防災組織等を介し住民への周知をしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 2018年3月に総合防災マップを作成。洪水浸水想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域等、住民へ周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に資する支援として「要配慮者利用施設Viewer」の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 国の浸水想定区域図公表HPへのリンクを県HPに設定し、県民に周知している。 			<ul style="list-style-type: none"> 烏・神流川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【A-1】洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。
(B)洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 洪水になるおそれがある場合、水防団にメールで河川水位等の情報を連絡する。 洪水時の河川水位情報の提供について、リアルタイムで水位が分からないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水になるおそれがある場合、住民にはメールで、また、水防団や区長には電話で河川水位等の情報を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話で河川水位等の情報を連絡する。 玉村消防署・高崎河川国道事務所(樋管操作受託)・伊勢崎土木事務所に電話連絡している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水になるおそれがある場合、住民や水防団に河川水位等の情報を連絡する。 避難行動支援者施設へ電話で連絡をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話等で河川水位等の情報を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県水位雨量情報HPにて、水位及び雨量を公開している。 洪水の恐れがある場合、河川水位等の情報を市町の消防機関へFAXで連絡している。 水防本部(県庁)から国土交通省河川事務所、県警本部、前橋地方気象台、自衛隊、群馬県危機管理室(報道機関)へFAXで周知。 避難判断の支援となるホットラインについて県減災協議会で検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県版川の防災情報HPにより水位及び雨量を公表している。 国から送られてきた洪水予報等の情報を、関係市町、陸上自衛隊、警察、消防防災課、NTT宛にFAXで情報伝達している 	<ul style="list-style-type: none"> ダムにおける洪水調節の状況を随時公表 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表。防災情報提供システムや気象庁HP、報道機関を通じて住民へ伝達。 洪水警報を補足する情報として「洪水警報の危険度分布」を気象庁HPで提供。上流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりの予測。(洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することが可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所)から関係市町長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 急激な水位上昇時に適切なタイミングで適切な情報を伝達できるか懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【B-1】急激な水位上昇時に適切なタイミングで適切な情報を伝達できるか懸念がある。 【B-2】洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 【B-3】ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念がある。

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(C)避難 勧告等の 発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・若泉、山名、岩鼻、高松水位観測所の水位情報により、避難判断水位到達で避難勧告、氾濫発生又は氾濫発生恐れが高まった場合に避難指示を発令する。なお、発令の際には具体的な行動を周知することに留意する。 ・地域防災計画(2016年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を策定したが、その位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者へ行動を促す情報という面もあるが、要配慮者の中にはベッドから動かしただけでも困難であり体調を崩してその後の生活に支障がある方がいたりする中で移動が困難な方々に対して避難勧告等よりも頻出する避難準備・高齢者等避難開始で避難行動を促しても、現実的には避難行動につながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若泉、山名、岩鼻、鮎川水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成28年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩鼻水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している(別に定める「避難判断・伝達マニュアル」により運用)。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難対象地域が広範囲となる傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成26年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。 ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの位置付けや内容を県地域防災計画に反映させていないこと洪水現象の同時多発時のタイムライン行動の確実な実施及び広域避難等の課題については、県減災対策協議会で検討し、対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画にもとづくタイムラインを作成し、市町村に周知している。 ・また、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成例を作成し、市町村に周知している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・注意報を発表している(注意警戒が必要な事項、注意警戒期間、ピーク時間、雨量などの予想最大値を発表)。 ・災害発生のおそれがある場合には、気象台(台長)から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所)から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【C-1】氾濫位置により、氾濫地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。 【C-2】発令の判断に迷う懸念がある。
(D)避難 場所、避 難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・通行不能箇所、アンダーパス等危険箇所を洪水ハザードマップやWEBで周知している。 ・広域避難を想定している(新町地域→藤岡市)。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・住民が自分のこととして水害をイメージし、避難についてどれだけ意識しているかが課題であり課題である。 ・新町地域のような地域全体が浸水してしまう地域については、近隣の藤岡市へ避難するとしても避難先の施設を十分確保できるか懸念される。 ・協定により避難場所を確保。新町地域18箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路については記載していない。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・想定最大浸水域内に一部避難所があるため、今後検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向をハザードマップに記載している。 ・広域避難を想定している。 ・徒歩と車の避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・避難場所の中には、浸水想定区域内の施設がある。 ・危険箇所の回避等、避難経路の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路を洪水ハザードマップに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向を洪水ハザードマップやWEBに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・烏・神流川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表するなど、市町が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【D-1】住民が避難の必要性についてどれだけ理解しているかが課題である。 【D-2】広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。 【D-3】洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。 【D-4】危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。 【D-5】広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。 	

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(E)住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、エリアメール、メール、フェイスブック、ツイッター、HP、電話(関係区長のみ)、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFM、ケーブルTVにより、避難に関する情報を住民に周知している。 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関する情報を伝達している。 山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に発信。 防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 住民に事前の知識がないと水位情報のみを伝えても効果がない。洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しているとは言えない。 コミュニティFMに難聴地域が有る(主に吉井地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> エリアメール、メール、ツイッター、HP、広報車により、避難に関する情報を住民に周知している。 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関する情報を伝達している。 山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に発信。 	<ul style="list-style-type: none"> エリアメール、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFMにより、避難に関する情報を住民に周知している。 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関する情報を電話やメールにより伝達している。 広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 情報掲載場所の周知が課題である。 コミュニティFMに難聴地域がある(町内2地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、LINEにより、避難に関する情報を住民に周知している。 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関する情報を電話やメールにより伝達している。 防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線(スピーカー)、エリアメール、メール、フェイスブック、HP、電話、広報車、テレビ埼玉でのデータ放送により、避難に関する情報を住民に周知している。 要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関する情報を(避難準備情報等)を防災無線により伝達している。 防災行政無線(スピーカー)を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風の接近等では県HPで県民に対する注意喚起を掲載 市町で避難勧告等が発令された場合にはFAXで報道機関に情報提供 群馬県水位・雨量情報HPにより河川水位・ダムの貯水位、流入量、放流量及び河川監視カメラ画像等の情報を公開している。 避難勧告発令時の関係機関の情報共有の方法について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へ水位情報をFAXしているが、県からは直接要配慮者施設等に伝達していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等を、気象庁HP、自治体や報道機関を通じて住民へ伝達している。 台風の接近に伴う影響や防災上の留意事項について、台風説明会を開催して、注意、警戒を呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信(H29.5～) 	<ul style="list-style-type: none"> 【E-1】大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となることが懸念される。 【E-2】災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 【E-3】コミュニティFMに難聴地域がある。 	
(F)避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 地域防災計画にて『避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。』としている。 地域防災計画にて『施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導体制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。』としている。 住民の避難誘導を促すため、町内会や自主防災組織からの要望による出前講座を実施している。 住民に地域リスクについて十分理解していただき、いざという時には行政からの指示が無くとも動ける体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 要配慮者の避難誘導体制を定めている。 学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を中心に住民の避難訓練を行う。また、出前講座により防災意識を高めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 地元区(自主防災組織等を含む)、社協などが要配慮者の避難誘導体制を定めている。 学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている(各施設で対応)。 住民の避難誘導を促すため、住民への出前講座実施、過去の被害を伝承する紙芝居作成、広報への防災関係特集記事掲載、自主防災組織で防災訓練実施、町主催で毎年小学校(巡回)を会場に地域防災訓練を実施。 外国人へ小冊子で案内している。 要配慮者の避難に係る個別計画の作成に関する懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 要配慮者の避難誘導体制を定めている。 学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 住民の避難誘導を促すため、小中学校での防災教育、住民への防災講演会、防災に関するパンフレット等広報資料作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 要配慮者の避難誘導体制を定めている。 学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 住民の避難誘導を促すため、洪水・内水ハザードマップ作成。 外国人への情報伝達として語学ボランティアの協力、対訳カード等。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人への情報伝達として、気象庁HPでは英語表記ページへの切替リンクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人への情報伝達として、気象庁HPでは英語表記ページへの切替リンクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【F-1】外国人の避難誘導体制が確保されていない地域がある。 【F-2】要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を策定していない。 		

②水防に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(G)河川 水位等に 係る情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・リアルタイムで水位が分かる訳ではないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・利根川水系のダム操作情報等が得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県水防計画に基づく伝達システムによりFAXにて連絡。水位及び雨量については群馬県水位雨量情報HPIにて公開。 ・情報伝達手法において、FAX送信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水情報伝達システムを水防計画の中で設定し訓練している。 ・各自治体毎でメール配信などの情報提供を行っているが、ユーザーの混乱を招くため一元化した方が良いのではないか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信(H29.5~) 	<ul style="list-style-type: none"> 【G-1】河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。
(H)河川 の巡視区 間	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に、河川管理者と共同点検を行っている。 ・洪水時に必要に応じて建設部職員、消防職員による巡視が行われている。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・洪水時の巡視は、職員の安全確保に懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位や降雨状況によって判断し、水防団や職員により構成された機動隊が巡視を行う。 ・河川巡視により得られた情報を水防団と共有する体制がある。 ・年1度水防工法訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に河川の合同巡視(河川管理者・自治体職員・消防署員・場合によっては地元区長が参加。)を実施。 ・洪水が懸念される機会毎に河川巡視を実施(水防団・消防署員・自治体職員)。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・地域防災訓練、各地区の防災訓練。地域防災訓練を年に1回実施。内容は土嚢作り(フアンター利用簡易土嚢含む)、搬送訓練等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の点検について計画がある。 ・河川巡視により得られた情報を、関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年1回 土嚢づくりやロープワーク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時は、年1回水防管理者が河川等の巡視を行う。 ・台風などで増水のおそれがある場合、水防管理者が行う。 ・河川巡視により得られた情報を関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年1回 土嚢づくりやロープワーク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連絡先や水防活動時の報告様式を水防計画に定めている。 ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダムからのゲート放流時に職員が巡視を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前に、洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検に参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【H-1】洪水時の巡視は、安全確保に懸念がある。
(I)水防活 動の実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への支援として結成時:20万円上限の補助、訓練時:10万円上限の補助を実施。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:約64% ・水防計画を策定している。 ・実際に実施する機会が無いので課題が不明。水防活動の訓練、訓練を指導できる者が不足している。 ・新町支所について、最大で3.6mの浸水深が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率は99%だが活動している組織が少ない。 ・自主防災組織については、資器材購入費として、最大5万円(補助率2分の1)の補助を行っている。 ・水防計画を策定している。 ・災害拠点病院である「公立藤岡総合病院」が2017年11月に移転し、想定最大の浸水想定区域内に位置することになった。最大で0.9mの浸水深が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げ支援として設立届様式等の配布並びに自主防災組織の必要性の説明。 ・自主防災組織の育成支援として各地域の訓練実施啓発。訓練内容の紹介。 ・防災資器材購入補助(10万円未満/地区、現物支給)、町予算99万円。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:92.89%(世帯数割)→22地区/25地区 ・水防計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動補助金や、資器材購入の補助。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・水防計画を策定している。 ・自主防災組織の立ち上げ支援、育成支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げ支援、水防資器材の補助を行っている。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:100% ・水防計画を策定している。 ・上里町役場庁舎について、最大で0.1mの浸水深が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材の育成・発掘を目的に県民防災塾を実施(H29年度で完了)。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している(毎年調査を実施)。 ・自主防災組織率:84.2%(H28.4現在) ・水防計画を策定している。 ・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者の減少。水防工法、水防技術の知識低下。 				<ul style="list-style-type: none"> 【I-1】水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。 	

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(J)水防 資機材の 整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫を設置している(8箇所) 水防資機材の数量リストを作成している。 水防資機材の点検、補充を定期的に行っている。 大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署敷地内に水防倉庫を設置している。 水防資機材の数量リストを作成している。 水防資機材の点検、補充を定期的に行っているが、必要に応じて実施。 ボート1台保有。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫を設置している。 水防資機材の数量リストを作成している。(簡易なもの) 水防資機材の点検を実施しているが、補充が十分でない。 町内の南東地区の浸水が懸念されるが、ゴムボートが2台しかないため、対応が取れない。過去の水害時には、個人でも小舟を所有していた時代があった。 どの程度資機材を整備する必要があるか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫を設置している(2箇所) 水防資機材の数量リストを作成している。 水防資機材の点検、補充を必要に応じて実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫を設置している(長浜、忍保)。 水防資機材の数量リストを作成している。 水防資機材の点検、補充を定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市、藤岡市に設置している県管理の水防倉庫は、4箇所。 水防資機材の数量リストを作成している。 未使用資材の品質確保の継続、大規模災害時の資材確保に懸念がある。 水防資機材の点検、補充を定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防倉庫は埼玉県内17箇所に設置。 水防資機材の数量リストを作成している。 水防資機材の点検、補充を定期的に行っている。 水防倉庫が老朽化している。 			<ul style="list-style-type: none"> 備蓄資材置場や水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 	<p>【J-1】大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。</p>

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(K)排水施設、排水資機材の操作・運用	・平常時から排水ポンプ車の定期的な保守点検実施し災害発生時における出動体制を確保している。		・内水排除対策として町内に雨水管を敷設し、排水対策を実施。(ボックスカバー)3m×1.5m程度。距離1.2km。斉田上之手線)								<p>・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>・樋管の操作及び点検を自治体に委託しており、操作点検を毎月実施している。</p> <p>・烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。</p> <p>・既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</p> <p>【K-1】烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。</p> <p>【K-2】排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。</p> <p>【K-3】既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</p> <p>【K-4】排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。</p>
(L)ダム等の危機管理型の運用								<p>・規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。</p> <p>・洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。</p> <p>・ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。</p> <p>・下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を試行している。</p> <p>・近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。</p>			<p>【L-1】近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。</p>

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(M)堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容											<p>・堤防が整備されていない区間に対して、堤防整備を推進している。</p> <p>・堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。</p>

○概ね5年で実施する取組①

2018.4.16情報収集時点

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関									
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関 東 地 方 整 備 局
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定									
■情報伝達、避難計画等に関する取組															
		⑨	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3	継続して実施	○	○	○	○	○			◎	◎	◎
		⑩	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	継続して実施	○		○	○	○					
		⑪	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	継続して実施						○	◎			◎
		⑫	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	2017年度から 順次実施	○	○	○	○	○				○	○
		⑬	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	継続して実施	○	○	○		○					
		⑭	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	2016年度から 順次実施	○	○								
		⑮	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	継続して実施									◎	◎
		⑯	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。	F-2	2017年度から 順次実施	○	○	○	□	○	●				

○概ね5年で実施する取組①

2018.4.16情報収集時点

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関										
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関東地方整備局	
		⑰	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	-	2018年度から 順次実施	□	□			□						
		⑱	洪水時におけるホットライン	-	継続して実施	◎	◎	◎	◎	◎						◎
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定										
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																
		⑲	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1	2016年8月											◎
		⑳	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	2017年度から 順次実施	○	□	○	□	□						
		㉑	・気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-2 E-2	2017年度										●	
		㉒	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	引き続き実施	◎	◎	◎	□	□						
		㉓	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2	2016年度から 順次実施			◎		◎	○					
		㉔	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎

○概ね5年で実施する取組①

2018.4.16情報収集時点

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関										
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関 東 地 方 整 備 局	
		②⑤	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	2016年度から 順次実施										○	○
		②⑥	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	□	○	○				○		○	○	○
		②⑦	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○		○		
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 ○：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																
		②⑧	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		②⑨	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	継続して実施	○	○	○	○	○	○	○				
		③⑩	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	継続して実施	○	○	○		○						
		③⑪	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	継続して実施	○	□		○	○	□	○		○	○	
		③⑫	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	継続して実施				○							

○概ね5年で実施する取組①

2018.4.16情報収集時点

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関										
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関 東 地 方 整 備 局	
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組						◎：継続実施 ●：実施済 ○：実施中 □：実施予定										
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																
		③③	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	K-1 K-2 K-3	2017年度											◎
		③④	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練の実施	K-3	2017年度から定期的に実施	◎	◎	□		◎	◎	◎	◎			◎
		③⑤	・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1	2016年度から検討実施								○			

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局			
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1) ハード対策の主な取組																										
■洪水を安全に流すための対策																										
	①		・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1																					・堤防が整備されていない区間の堤防整備	・2021年度以降継続して実施
■危機管理型ハード対策																										
	②		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1																					・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	・2017年度完了
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																										
	③		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1												・水位局更新	・2018年度	・水防情報システムの改修を実施。	・実施済み						・簡易水位計の設置	・2016年度実施済み
	④		・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1																					・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	・継続して実施
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施									・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	・継続して実施
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	・排水ポンプ車等災害対策車両の配備を2008年度から継続	・継続して実施												・水防車の更新を予定	・継続して実施	・ポンプ搭載車両の配備・運用（水機構・関東管内事業所）	・継続して実施				・出勤体制確保、日常管理、教育体制確保の実施	・継続して実施
	⑦		市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実		・新町支所庁舎建て替え時（時期未定）に機能確保対策を検討する。 ・当面は広域避難を検討する。	・建て替え検討時	・災害拠点病院である公立藤岡総合病院について、浸水リスクについて情報提供し、対策を促す。	・継続して実施						・上里町役場庁舎について、浸水想定深に応じた対策を検討する。	・2020年度											
	⑧		樋管の確実な運用体制の確保																						・2018年度に岩鼻、阿久津樋管、2019年度に薬師堂樋管にて実施予定 ・協議会にて情報提供	・2018年度から2019年度に実施

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局			
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																										
■情報伝達、避難計画等に関する取組																										
		⑨	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	・継続して実施	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	・継続して実施	・広報車による情報発信 ・登録制メール「メルたま」への登録をPR	・継続して実施	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	・2020年度	・防災メールとSNSによる情報提供	・継続して実施						・洪水調節効果のリアルタイム公表 (HP上)	・継続して実施	・台風説明会の実施	・継続して実施	・ライブ映像箇所の拡大 ・プッシュ型情報の発信 ・関係機関協力の下、住民への広報	・2016年度から順次実施 ・2017年5月1日からプッシュ型情報の発信開始済み ・広報は協力を得て継続して実施予定	
		⑩	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	・ラジオ高崎は1997年4月に開局、1997年7月に「災害時における放送要請に関する覚書」を締結	・継続して実施			・2016年4月1日付で、FMたまむらと「災害時における放送に関する協定書」を締結 ・コミュニティFMを利用した「防災ラジオ」導入検討を予定	・継続して実施	・防災ラジオの配布を行っている	・継続して実施			・Lアラートを導入予定であり、導入によりテレビ・ラジオなどのメディアを通じ、住民への迅速な情報提供が可能	・2017年度										
		⑪	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1											・群馬県水位雨量テレメータシステム改修に併せホームページリニューアル (2016～2018年)	・2018年度	・埼玉県版川の防災情報サイトにて、雨量計・水位計の情報を公表している。	・継続して実施					・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・継続して実施		
		⑫	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2017年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2017年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2018年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2017年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2017年度から順次実施									・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	・2017年度から順次実施	・市町のタイムラインの精度向上に対する支援 ・連携訓練の実施 ・タイムライン実運用	・2016年度から継続して実施 ・2018年度から継続して実施 ・2019年度から継続して実施
		⑬	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	・洪水浸水想定区域が拡大したことを受け、緊急避難場所等も考慮した避難計画を作成する ・藤岡市と避難場所の相互利用について調整	・2020年度	・高崎市と避難場所の相互利用について調整	・継続して実施	・2018年度以降、近隣市と広域避難に関する協議を検討したい	・2018年度			・地域防災計画の改訂に合わせて実施	・2020年度												
		⑭	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	・民間等の高層建物を一時避難場所として確保する取組を実施 ・協定により避難場所を確保。新町地域18箇所。	・継続して実施	・民間等の高層建物を一時避難場所として確保する取組を実施	・2018年度																		

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
		⑮	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1																		・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	・継続して実施	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への伝達と報道機関等を通じて住民への周知	・継続して実施
		⑯	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施。	F-2	・内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき「高崎市避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画」を2014年度に策定 ・避難訓練については、改正水防法施行後、順次実施予定。	・2017年度から順次実施	・要配慮者の避難計画の検討 ・対象の要配慮者利用施設へ避難訓練の実施を推進	・2018年度から順次実施	・2018年度以降、要配慮者の避難に係る個別計画作成推進 ・避難訓練の実施を推進	・2018年度から順次実施	・要配慮者(援護者)の避難計画の作成・避難訓練の実施の各施設への推進	・2020年度	・地域防災計画の改訂に合わせて避難計画の作成・避難訓練の実施	・2018年度	・要配慮者利用施設Viewerの作成・配布	・2017年度									
		⑰	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		・連絡網構築済み ・情報伝達訓練	・継続して実施 ・継続して実施	・地域防災計画の見直しに合わせ、新規対象施設を追加予定 ・情報伝達訓練							・庁舎内情報共有体制構築済み	・継続して実施										
		⑱	洪水時におけるホットライン		・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施	・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施	・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施	・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施	・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施									・連絡網の確認 ・ホットラインの実施 ・訓練	・出水期前に継続して実施 ・状況に応じて実施 ・出水期前に実施	

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																								
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																								
		①9	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1																			・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 ・地点別浸水シミュレーション検索システムへ公開	・2016年8月公表済み ・2017年10月公開済み
		②0	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	・2018年度策定・周知	・2018年度	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改正・周知	・2018年度	・2018年3月、総合防災マップを策定。洪水浸水想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域等、住民へ周知。	・2018年度	・見直し予定	・2018年度	・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充に合わせて実施	・2018年度										
		②1	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善 上記取組が完了したため、以下へ名称変更し継続 ・気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-2 E-2																		・「警報級の可能性」、「危険度を色分けした時系列」(2017年5月17日改善) ・メッシュ情報の充実化(「土砂災害警戒判定メッシュ情報」2016年5月24日、「大雨警報(浸水害)の危険度分布」、「洪水警報の危険度分布」2017年7月4日改善)	・2017年度完了 ・取組項目の名称変更し、普及・啓発を継続して実施	
		②2	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	・安全な避難につながる訓練を実施すると共に水難救助等の水防訓練を実施	・継続して実施	・各自主防災組織による避難訓練等の実施	・継続して実施	・町内各地区の自主防災組織訓練並びに毎年実施の地域防災訓練等で継続的に実施	・継続して実施														
		②3	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2					・町内各地区での自主防災組織率100%を達成(全25地区)。自主防災組織内で、避難誘導に係わる役割分担等を決めて頂く。	・継続して実施			・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	・2020年度	・ぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座 ・2016年度講座 2回 ・2017年度講座 2回 ・年2回開催予定 ・2017年度末現在、防災士295名	・2016年度～2019年度								

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		㉔	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	・出前講座において水防災に関する事項も説明	・継続して実施	・自主防災組織等への出前講座の実施	・継続して実施	・各地区の自主防災組織等への「出前講座」実施	・継続して実施	・水防災に関する説明会の開催	・継続して実施	・防災講習会による説明	・継続して実施			・防災講演会を5回実施した。 ・出前講座の実施	・継続して実施			・出前講座の実施	・継続して実施	・出前講座の実施	・継続して実施
		㉕	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2																	・教員を対象とした講習会の実施 ・2016年度から順次実施 ・2016年9月28日に実施。 (利根・沼田地区の小中学校安全主任を対象) ・2017年5月29日に実施。 (県立高校等の安全教育担当教員を対象)	・2016年度から順次実施 ・2017年度から順次実施	・教員を対象とした講習会の実施 ・2017年度から順次実施	
		㉖	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2			・防災教育として教育委員会で実施	・継続して実施	・教育委員会に依頼	・継続して実施							・出前講座の実施	・継続して実施			・小中学校等における水災害教育の実施 ・2016モデル校選定 ・2017から実施(新町第二小学校) ・2018支援内容や成果を共有予定	・2016年度から2018年度 ・小中学校等における水災害教育の実施 ・2016モデル校選定 ・2017から実施(新町第二小学校) ・2018支援内容や成果を共有予定	・2016年度から2018年度 ・小中学校等における水災害教育の実施 ・2016モデル校選定 ・2017から実施(新町第二小学校) ・2018支援内容や成果を共有予定	
		㉗	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	・継続して実施	・住民や自主防災組織に対し出前講座、防災講演会の実施	・継続して実施	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	・継続して実施	・住民等による防災知識の普及活動の支援	・継続して実施	・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	・2020年度	・自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。	・継続して実施	・水防計画や浸水想定区域図をHP上で公開 ・出前講座の実施	・継続して実施			・防災気象講演会を開催、出前講座を随時行っている	・継続して実施		

2) ソフト対策の主な取組 ㉘洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

㉘	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・重要水防箇所の合同点検を毎年実施している	・継続して実施	・重要水防箇所の合同点検に毎年参加している	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	・継続して実施
㉙	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・毎年最低1回メール等により実施	・継続して実施	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	・継続して実施	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・継続して実施	・消防団訓練と合わせて実施	・継続して実施	・群馬県水防計画作成に併せ連絡先の見直し(毎年年度当初)洪水伝達演習による伝達訓練(毎年出水期前)	・継続して実施	・毎年、洪水対応演習を実施	・継続して実施						
㉚	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	・各団内で連絡体制を確保	・継続して実施	・衛星携帯電話により対応	・継続して実施	・町防災行政無線を主に使用	・継続して実施			・消防団訓練と合わせて実施	・継続して実施										

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
		㉑	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	・市防災訓練に併せて実施	・2017年度より隔年で継続実施	・市防災訓練に併せて実施	・2019年度			・関係機関と連携して水防工法の普及や水防訓練の実施	・継続して実施	・坂東上流水害予防組合及び神流川沿岸水害予防組合主催の水防訓練を年一回実施	・継続して実施	・利根川水系連合総合演習(2020予定、水防活動～救助まで) ・水防技術講習会(2019予定1回/5年：開催県水防団、水防技術等)	・2020年度	・利根川水系連合・総合水防演習や水防技術講習会を実施している	・継続して実施			・国、県、及び市町村が行う水防訓練へ参加	・継続して実施	・利根川水系連合・総合水防演習への参加 ・災害対策用機器操作講習開催 ・近隣市町、県の総合防災訓練参加	・継続して実施	・継続して実施
		㉒	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1							・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・継続して実施													
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組																									
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																									
		㉓	・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	K-1 K-2 K-3																				・大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	・2017年度作成。以降適宜見直し
		㉔	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練の実施	K-3	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練への参加	・2018年度から継続して実施			・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練に参加した。今後も引き続き参加していく。	・2017年度から継続して実施			・2017.8.3緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練を開催 ・継続して毎年度の開催を予定	・2017年度から継続して実施	
		㉕	・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1																・2017年度までに、ダム容量を最大限活用する方法等を検討し、2018年度以降に要領を作成。			・2016年度から2018年度にかけて検討実施		